

妊婦のための支援給付

すべての妊婦さんを
応援します！

のご案内

令和7年4月より、従来の「出産・子育て応援事業」に代わり、「妊婦のための支援給付」が創設されました。すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう「妊婦支援給付金」を支給します。



1. 支給対象者

砂川市内に住民票のある妊娠している方

2. 給付金の種類及び支給額

妊婦のための支援給付金（1回目） 妊婦 1人につき5万円

妊婦のための支援給付金（2回目）

胎児または出産児 1人につき5万円

3. 申請方法

	妊婦のための支援給付金 （1回目）	妊婦のための支援給付金 （2回目）
支給対象者	令和7年4月1日以降に <u>妊娠の届出をした妊婦</u>	<u>妊婦のための支援給付金（1回目）の給付を受けた妊産婦</u>
申請書類	①砂川市妊婦のための支援給付金申請書（1回目） ②振込先の金融機関口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し	①砂川市妊婦のための支援給付金申請書（2回目） ②振込先の金融機関口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
申請期限	医師により胎児心拍が確認された日から2年	出産予定日の8週間前の日から2年
提出先	ふれあいセンター	ふれあいセンター

※毎月10日までに申請された方は、1か月程度（翌月10日頃）で指定口座に振り込みます。

4. 妊婦等包括相談支援

妊娠中から出産後・育児中、からだのこと、出産のこと、乳幼児の発達のこと等について、保健師・栄養士などが随時相談に応じ、継続して支援します。



「妊婦等包括相談支援」と「妊婦のための支援給付」のイメージ

妊娠届出時
※ふれあいセンター内

妊娠7か月頃
※ふれあいセンター内

出産・産後
※ふれあいセンター内の地区
担当保健師の家庭訪問時

面談

給付
申請

給付金
(妊婦1人あたり
5万円)

面談

面談

給付
申請

給付金
(胎児又は出産児
1人あたり
5万円)

5. よくある質問

Question	Answer
所得制限はありますか。	<u>所得制限はありません。</u>
流産・死産となりました。妊婦のための支援給付を受けることができますか。	妊娠の届出後に流産・死産となった場合でも、 <u>妊婦のための支援給付の対象になります。</u> <u>※別途医師の証明書が必要となりますのでお問い合わせください。</u>
砂川市で妊娠の届出を提出後、他市町村へ転出する場合はどちらの市町村で申請したら良いですか。	砂川市から妊婦のための支援給付を受ける前に転出した場合、 <u>転出先の市町村にお問い合わせください。</u>
やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難している場合は、どこへ申請したらよいですか。	避難先の市町村で面談を受けた場合は、 <u>避難先の市町村に申請することができます。</u> その際は現住所地を確認できる書類等が必要となりますので、避難先の市町村にお問い合わせください。

■担当 砂川市 保健福祉部

子育て支援課 子育て支援係（14窓口）0125-74-8369